

## 戸籍・住民票等交付業務の時間延長のお知らせ

**日時** 毎月第1・第3水曜日  
(祝日、年末年始等の閉庁日は除く) 午後5時15分～6時15分  
**場所** 市役所1階 市民生活課  
**取り扱う業務** 住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍謄本抄本の交付、身分証明書の交付

※時間延長業務では、住民異動印鑑登録、住基カードの発行等はできませんのでご注意ください。

**問い合わせは** 市民生活課(☎22-1116)へ

## 消費生活啓発用「回覧板」の無料配布

クーリング・オフなど、消費者被害を未然に防ぐための対処法などを紹介した「回覧板」を作成しました。

市民の皆さまに悪質商法等の被害に合わないための知識を身に付けていただきたく、無料配布をしています。隣近所への連絡の際、



「回覧板」をご活用いただける自治会等の方は、ご利用ください。

**配布期間** 6月末まで

**配布場所** 市民生活課・各公民館

**問い合わせは** 市民生活課(☎22-1116)へ

## 阿南市汚水適正処理構想の直しに係る意見募集(パブリックコメント)について

**募集期間** 5月2日(月)～20日(金)

**公表資料** 阿南市汚水適正処理構想(案)

**公表場所** 市ホームページ、下水道課(市役所分庁舎2階)

**意見を提出できる方** 阿南市内に在住、在勤または在学の方に在り、提出方法は自由です。題名、住所、氏名を明記のうえ、直接提出または郵送、電子メールにより提出してください。(電話など口頭による受け付けはいたしません。)

**提出先** 〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 特定事業部下水道課

**電子メール** gesui@city.anan.tokushima.jp

**意見の公表** 提出された意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、その内容を整理したうえで

原則公表します。

なお、個々の意見についての個別回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

**問い合わせは** 下水道課(☎22-1796)へ

## 農用地区域の変更(除外・編入)申請はお早めに

市では、農業振興地域整備計画により指定された「農用地区域」の平成23年度前期の変更申請を受け付けています。

申請をされる方は、農林水産課備え付けの申請書に必要書類等を添えて提出してください。

**受付期間** 5月2日(月)～31日(火)

**提出先・問い合わせは** 農林水産課(☎22-1598)へ

## 下水道事業 受益者申告書の提出

富岡町の第1期計画区域内の土地所有者の方は、下水道事業

受益者申告書(4月中旬に市から送付済み)を5月13日までに

下水道課へ提出してください。

申告書を作成される際は、土地の所有者や面積などに間違いがないかを確認してください。権利者が受益者となる場合は、権

利者の署名・押印も必要です。

なお、売買などで土地所有者が変更されている場合は、下水道課までご連絡ください。

**提出期限までに申告書が提出されない場合は、送付した申告書の内容に間違いのないものとみなして土地所有者に負担金が賦課されますのでご注意ください。**

**問い合わせは** 下水道課(☎22-1796)へ

## 女性消防班の愛称「阿南消防ひまわり班」に決定

女性消防班を広く市民の皆様

に親しんでいただくために、2月1日から28日までの間「広報あなん」「ホームページ」等を通じて女性消防班の愛称(チーム名)を募集したところ、全国

から56件のご応募をいただきました。厳正に審査した結果、中山秋義さん(上中町)の作品「阿南消防ひまわり班」に決定しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

**愛称の理由** 阿南市の花にちなみ「ひまわり」の明るくてたくましいイメージと火災予防の意味を込めた「火廻り」から名付けました。

**問い合わせは** 消防本部警防課(☎22-3796)へ

## 巡回年金相談のお知らせ

徳島南年金事務所では、年金に関する巡回年金相談を電話予約による完全予約制で実施しています。ご予約は、相談希望日の1カ月前からお受けします。

なお、予約電話を受け付けずる際には、相談者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等を確認させていただきます。

**受付時間** 午前9時～午後3時30分

**場所** 市商工業振興センター  
**相談日** 5月12日(木) ※6月以降は、順次お知らせします。

**申込み・問い合わせは** 徳島南年金事務所お客様相談室(☎088-652-1151)へ

阿南市人権施策基本方針進捗状況及び阿南市男女共同参画基本計画年次報告具体的施策推進状況(22年度版)ができました

人権・男女参画課、各住民センター、各支所、各公民館各隣保館でそれぞれ閲覧できます。

**閲覧期間** 5月2日(月)～10月31日(月)

**問い合わせは** 人権・男女参画課(☎22-3094)へ

■パートナーシップセミナー

《 男性料理教室（前期） 》

男女が共にいきいきと生活できる男女共同参画社会を実現するためには、男性も仕事だけではなく、女性とともに料理などの家事を担っていく必要があります。

料理をされたことのない方も基礎から学べます。おいしいものを楽しく作って楽しく食事をしてみませんか。

募集定員 20人

日時 ①5月31日(火) ②6月7日(火) ③6月14日(火)  
④6月28日(火) ⑤7月5日(火) 午前10時～午後1時

場所 ひまわり会館3階 グルメルーム

参加費 1回500円(材料費・当日集金)

申込方法 講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、5月20日(金)までに、電話、FAXまたはハガキでお申し込みください。

申込み・問い合わせは 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 男女共同参画室(☎22-7401・FAX22-4785)へ



昨年の男性料理教室に参加した皆さん。



ひとりで悩まないで「女性のための生き方なんでも相談」を利用してみませんか

職場での人間関係、セクシャルハラスメント、子育ての悩み、親子や家族の関係、思春期の悩み、自分のからだ・健康についての悩み、過食・拒食症、結婚・離婚の問題、夫・パートナーからの暴力、夫婦関係、自分の生き方に対する不安や悩みなどの相談を、プロの女性カウンセラーがお受けします。

相談は無料、秘密は守ります。安心して気軽にお越しください。

面接、電話相談とも予約制です。事前にお電話ください。

相談日 ▼毎週火曜日 午後1時～5時

▼第2・第4金曜日 午後1時～4時

場所 市民会館2階

申込み・問い合わせは 男女共同参画室分室(☎22-0361)へ

平成23年度ふるさと活性21活動補助金の事業申請を受け付けます

この事業は地域の活性化や特色ある地域おこし活動等、次の①～⑤に該当する事業を実施している団体を支援する補助金制度です。

- ① 独自性・創造性に富み将来的に地域の活性化につながる事業
- ② 伝統文化の継承と新しい地域おこし事業
- ③ 地域活性化のためのソフト事業
- ④ 環境改善のためのボランティア事業
- ⑤ 地域づくりの人材育成をめざした事業。

提出されました申請書を審議会にて審査し交付の可否を決定します。事業完了後に実績報告書を提出していただき、審査後に補助金の額を確定します。

申請方法 申請書類は公民館または生涯学習課でお受け取りください。くわしくはお問い合わせください。

受付期間 5月6日(金)～31日(火)

問い合わせは 生涯学習課(☎22-3391)へ

役立ててみませんか「ふるさとづくり基金」

ふるさとづくり基金を活用し自らの手で魅力あるまちづくりを進めてみませんか。

基金による助成には、市の活性化及び地域の振興につながる市民の自発的な活動(地域イベント・文化活動・スポーツ・地域産業の掘り起こし等)への助成と、海外視察研修(本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながる

と考えられる方)に対する助成の2種類があります。

申請方法及び交付の決定 助成を希望される方は、地域支援課へ備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、6月30日(木)までに提出してください。助成の選考と金額など詳細は基金運営委員会の審議を経て決定します。

問い合わせは 地域支援課(☎22-7404)へ

## 行政相談にあなたの声をお寄せください

行政相談は、国、県、市などの行政に関する苦情や要望、意見などを聞いて、それらの解決を図り、行政運営の改善に反映させるものです。

役所の仕事について、苦情がある、困っている、こうしてほしい、役所の説明や措置に納得

がいかない、どこに相談してよいか分からない、制度や仕組みが分からないなど、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

**相談日** 毎月第2・4火曜日

午前9時30分～11時30分

**相談場所** 市役所市民相談室

## 消防庁長官表彰おめでとうございます

消防庁長官表彰永年勤続功労章は、永年（25年以上）勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範となると認められる消防吏員、消防団員に対して消防庁長官より表彰されるもので、勲章・褒章などの栄典に準じ、最も栄誉のあるもののひとつです。3月3日に消防庁長官表彰（永年勤続功労章）を受章された方をご紹介します。



阿南市消防団副団長  
福住 敏一さん



加茂谷分団長  
谷 知己さん



橘分団長  
宮 繁敏彦さん

### 相談委員

中山 瑞穂さん  
高島 彰洋さん  
廣田 幸雄さん  
松崎カズ子さん

問い合わせは 市民生活課 ☎  
22-11116へ

### 住宅用火災警報器 Q&A

**Q1** いつまでに設置しなければならぬのですか

平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

**Q2** どこに設置するのですか  
基本的には全ての寝室です。ただし、2階建て住宅で寝室が2階にある場合は、階段にも設置する必要があります。

**Q3** 台所に設置は必要ですか  
義務付けられていませんが火を使用するので設置を勧めます。

**Q4** 設置する警報器は何式ですか  
寝室・階段は煙式、台所は煙式または熱式です。

**Q5** どうして買えばいいのですか  
消防設備の関係業者、電気店、家電量販店やホームセンターでも販売しています。

**Q6** 警報器の有効期限はどのくらいですか  
10年が目安です。

問い合わせは 消防本部予防課  
☎22-13799へ

## 青年海外協力隊員として 羽ばたく近藤 豊さん

3月17日、青年海外協力隊として、アフリカの南部に位置するボツワナ共和国に出発する近藤 豊さん（25歳）横見町）が、挨拶のため来庁。岩浅市長と懇談しました。

中学生のころ、アフリカで活動する青年協力隊の姿をテレビで見えて以来、海外での活動に興味を持ったという近藤さん。趣味の海外旅行でカンボジアを訪れたとき、貧しくても仲良く楽しそうに暮らして

いた現地の家族を見て、海外生活の思いを強くしたとい

います。  
3年間勤めた風力発電関連会社をやめ、夢の実現に向けて走り出した近藤さん。赴任先のパラペ郡では、上下水道の配電盤修繕や水質調査、施設管理を担当されます。「今後の人生に生かせるよう、日本と違った文化や考え方をしっかりと吸収したい。」と笑顔で語ってくれました。



終始和やかに談笑されました。

